

旧	新	備考欄
2) 剤形の変更	2) 剤形の変更(薬剤の安定性や患者の利便性が同等もしくは向上する変更に限る)	内容の明確化
3) 別規格製剤がある場合の調製規格の変更(半割指示を半量規格製剤への変更、小規格の複数剤による調製等)	3) 別規格製剤がある場合の薬剤規格の変更(薬剤の安定性や患者の利便性が同等もしくは向上する変更に限る)	内容の明確化 例はプロトコルに記載
4) 服薬管理等の面から必要と判断して実施する半割、粉碎、混合等の調製	4) 錠剤の半割や粉碎、散剤の混合、あるいはその逆(薬剤の安定性や患者の利便性が同等もしくは向上する変更に限る)	内容の明確化
5) 服薬管理等の面から必要と判断して実施する一包化調製	5) 「患者の希望」あるいは「アドヒアランス不良で一包化によりその向上が見込まれる」の理由により実施する一包化(コメントに「一包化不可」の場合を除く)	内容の明確化
6) 貼付剤や軟膏類の包装、規格、剤形の変更(例:外用塗布剤における5g×2本→10g×1本、貼付剤における6枚入×7袋→7枚入×6袋、パップ→テープ、軟膏→クリーム等)	6) 湿布薬や軟膏等の外用剤の包装、規格の変更(合計処方量が変わらない場合) 7) 患者の希望があった場合の湿布薬の剤形、大きさの変更(成分が同じものに限る 添付文書上の用法が異なる場合は要問合せ)	内容の明確化 例はプロトコルに記載 外用剤の剤形の変更 削除 湿布薬の剤形変更追加
7) 残薬の調整での処方日数の短縮	8) 薬剤師が残薬確認時に処方薬の残薬を把握したため、投与日数を調整(短縮)して調剤すること(外用剤の本数の変更も含む) 9) ビスホスホネート製剤の週1回あるいは月1回製剤、DPP-4阻害薬の週1回製剤が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化(処方間違いが明確な場合) 10) 「1日おきに服用」と指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化(処方間違いが明確な場合) 11) 外用剤の用法(適用回数、適用部位、適用タイミング等)、ビスホスホネート製剤の週1回あるいは月1回製剤の服用日が未記載又は医師の指示通りの場合に患者に確認した用法の追記(医師から患者に口頭で指示がされおり、患者から聞き取れた用法が明確な場合) 12) 患者の希望があった場合の経腸栄養剤等のフレーバーの変更	内容の明確化 明確な処方日数間違いの適正化追加 明確な処方日数間違いの適正化追加 明確な用法記載漏れの適正化追加 フレーバー変更追加